

厚岸町条例第17号

厚岸町予防接種費用徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月29日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町予防接種費用徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

厚岸町予防接種費用徴収条例の一部を改正する条例（平成31年厚岸町条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則に1項を加える改正規定を次のように改める。

附則に次の2項を加える。

- 4 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間においては、第5条に規定する肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）予防接種の対象者に平成31年3月31日において100歳以上の者及び同年4月1日から平成32年3月31日までの間に70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる者を加える。
- 5 平成32年4月1日から平成36年3月31日までの間においては、第5条に規定する肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）予防接種の対象者に70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。